

岩国労働基準監督署管内の労働災害発生状況（速報値）

（令和7年5月末時点）

業 種	死亡災害 (前年同期値)	休業災害 (前年同期値)	合 計 (前年同期値)	構 成 比	対 前 年 増 減 数
全 産 業	2 (1)	41 (35)	43 (36)	100.0%	+7
製 造 業		7 (6)	7 (6)	16.3%	+1
食 料 品 製 造 業		4	4	9.3%	+4
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		(2)	(2)		-2
化 学 工 業		(2)	(2)		-2
窯 業 土 石 製 品 製 造 業					±0
鉄 鋼 業					±0
非 鉄 金 属 製 造 業					±0
金 属 製 品 製 造 業		(1)	(1)		-1
一 般 機 械 器 具 製 造 業		1	1	2.3%	+1
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業					±0
上 記 以 外 の 製 造 業		2 (1)	2 (1)	4.7%	+1
鉱 業					±0
建 設 業		7 (3)	7 (3)	16.3%	+4
土 木 工 事 業		2 (1)	2 (1)	4.7%	+1
建 築 工 事 業（木 建 除 く）		(1)	(1)		-1
木 造 家 屋 建 築 工 事 業					±0
そ の 他 の 建 設 業		5 (1)	5 (1)	11.6%	+4
運 輸 交 通 業	(1)	4 (1)	4 (2)	9.3%	+2
貨 物 取 扱 業					±0
農 林 業	1	3 (1)	4 (1)	9.3%	+3
畜 産 ・ 水 産 業					±0
第 三 次 産 業	1	20 (24)	21 (24)	48.8%	-3
小 売 業		7 (3)	7 (3)	16.3%	+4
社 会 福 祉 施 設		3 (3)	3 (3)	7.0%	±0
飲 食 店		3 (1)	3 (1)	7.0%	+2
上 記 以 外 の 第 三 次 産 業	1	7 (17)	8 (17)	18.6%	-9

お知らせ

熱中症対策の強化に

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策が強化されました。
この改正により、以下の措置が事業者には義務付けられます。

1

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
①「熱中症の自覚症状がある作業中者」
②「熱中症のおそれがある作業中者を見つけた者」
がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
①作業からの離脱
②身体への冷却
③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

下記リンク先

・職場における熱中症対策の強化について

・熱中症改正リーフレット

・建設業における働き方改革